

建設水道常任委員会

平成25年5月21日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎飯高 昭二	○辻 善次	中川 靖広
紀 良治	小野 隆雄	木澤 正男
中西 議長		

2. 欠席委員

木田 守彦

3. 理事者出席者

副 町 長	池田 善紀	総 務 部 長	乾 善亮
都市建設部長	藤川 岳志	建 設 課 長	川端 伸和
同 課 長 補 佐	猪川 恭弘	同 課 長 補 佐	岡村 智生
観光産業課長	清水 修一	同 課 長 補 佐	手塚 仁
都市整備課長	井上 貴至	同 課 長 補 佐	関口 修
上下水道部長	谷口 裕司	上水道課長補佐	上埜 幸弘
下水道課長	上田 俊雄	同 課 長 補 佐	井戸西 豊

4. 会議の書記

議会事務局長	藤原 伸宏	同 係 長	大塚 美季
--------	-------	-------	-------

5. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 辻委員、中川委員

委員長

おはようございます。木田委員のほうから欠席の連絡を受けております。あとは全員出席しておりますので、ただいまより、建設水道常任委員会を開会いたします。

会議に先立ちまして、最初の委員会ですので、各部長から異動のあった係長以上の職員及び新規採用職員の紹介をお願いいたします。

藤川都市建設部長。

（ 職員紹介 ）

委員長

次に。 谷口上下水道部長

（ 職員紹介 ）

委員長

ただいま職員紹介いただきました。これから1年間、また更なる精進をしていただきまして、よろしく願いをいたします。

それでは、委員会に出席される職員以外の方は、退室をしていただいて結構です。ご苦労さまでございました。

暫時休憩いたします。

（ 午前9時 4分 休憩 ）

（ 午前9時 6分 再開 ）

委員長

再開いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

初めに、副町長の挨拶をお受けいたします。 池田副町長。

（ 副町長挨拶 ）

委員長

今年度最初の委員会で、新体制となりましたので、また審議の進行と、また理事者におきましては、的確な答弁をよろしくお願ひしたいと思います。

それでは最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。署名委員に、辻委員、中川委員のお二人を指名いたします。お二人には、よろしくお願ひをいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりであります。

初めに、1. 継続審査、(1) 都市基盤整備事業に関するることについて、①公共下水道事業に関するることについてを議題といたします。理事者の報告を求めます。 上田下水道課長。

下水道課長

それでは、公共下水道事業に関するることについてご報告させていただきます。

資料1をご覧くださいませでしょうか。

最初に、平成25年度の下水道工事箇所図によりまして、下水道工事進捗状況をご報告させていただきます。

まず、町の主要な幹線工事でございます。

平成23年度から平成25年度までの3か年継続事業として取り組んでおります岡本汚水幹線2工区工事、図中赤色路線では、シールド工法により管渠築造を進めております。シールド掘進状況といたしまして、発進基地である元フレンドリー跡地より発進し、歩道橋交差点を西方向へ進め、町道201号線を南へ折れて、国道25号線に入り、現在、中宮寺バス停付近を掘進しているところでございます。

次に、平成24年度から平成25年度までの2か年継続事業として取り組んでおります目安汚水幹線2工区工事、図中水色路線では、服部2丁目地内の最下流部分で既設マンホールからの路線の推進工事を進めているところでございます。

2路線とも平成25年度末の完成に向けて順調に工事を進めていると

ころでございます。

次に、平成25年度の面整備工事でございます。

稲葉西1丁目・2丁目地内の5工区－1工事、図中黄色路線では、去る5月14日に指名競争入札を執行いたしております。本工事につきましては、予定価格が5,000万円を超えることから、契約の締結につきまして本定例会へ議案として上程いたしております。

詳細につきましては6月議会定例会予定議案においてご説明させていただきます。

続きまして、公共下水道接続申請状況でございます。

2枚目をご覧ください。

平成25年3月31日、平成24年度末の状況でございます。

平成24年度には、248件の申請をいただき、申請総数が2,715件、利用世帯総数が、3,078世帯となり、接続率は、64.0%でございます。

次に、融資あっせん利用数につきましては、平成24年度に7件の申請を受け付け、総数は41件となっております。

また、浄化槽雨水貯留施設への転用申請は、3件を受け付け、申請総数が36件となっております。

今後も、公共下水道の整備拡大を図るとともに利用促進に努めてまいりたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

以上で、公共下水道事業に関することについてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。ございませんでしょうか。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
本件については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わ

っておきます。

次に、②都市計画道路の整備促進に関することについて、理事者の報告を求めます。 井上都市整備課長。

都市整備
課長

それでは、②都市計画道路の整備促進に関することにつきまして、ご報告をさせていただきます。

まず、いかるがパークウェイについてであります。平成25年度末の稲葉車瀬区間の供用に向けての工事についてであります。昨年度の工事に引き続き施工される予定で、奈良国道事務所では昨年末に入札を執行されてきましたが、契約が不調となりまして、2月から一時工事が休止の状態となっておりますが、5月中には施工業者が決定する予定と聞いております。施工業者が決まりましたら、施工計画の準備作業が進められ、関係自治会に対する説明会を経て、7月初旬には工事着手でき、平成26年3月末の供用予定で進められているというふうに聞いております。また、奈良国道事務所では、この工事を実施しながら、岩瀬橋西詰から三室交差点までの区間について事業を延伸して、計画的に事業を進める方針と聞いておりまして、現在、用地取得に向けての調査業務等の準備作業がなされているところでございます。

町といたしましても、円滑に事業が推進されますよう、奈良国道事務所と連携を密に図りながら地元調整等に努めてまいりたいと考えております。

このように事業推進を図られている中ではありますが、先般5月16日には奈良国道事務所長と県土マネジメント部長、奈良県土木部長ですけれども、対しまして、町長から、更なる事業促進と予算確保についての要望を行っていただきまして、要望書を提出させていただいたところでございます。また、その際に、住民代表者で組織されておりますいかるがパークウェイ推進協議会の要望書もあわせて提出させていただいております。引き続き、国土交通省近畿整備局、及び国土交通省本省に対しましても事業促進と予算確保の要望活動を行ってまいる予定であります。

最後になります。先ほど副町長からもありましたけれども、ご承知のとおり平成25年度の国の予算が5月15日に成立いたしました。かかるがパークウェイにかかる当初予算につきましては、1億4千万円が確保されたということでございます。

続きまして、法隆寺線整備事業であります。国道25号取り付け部分において残っております1件につきまして、3月23日に地権者とマンション管理会社担当者、町の三者により、今後の進め方等について協議をさせていただいたところ、地権者の所有地の境界の確認と隣接の公民館敷地の代替地の範囲の確認を行ったうえで、土地の境界の確定及び代替地とする範囲の確定を進めていくことで、現地での立ち会いをお願いし了解いただいております。

その後、5月8日に地権者とマンション管理担当者に現地にお越しいただき、地権者の土地の境界及び代替地として提供を予定している範囲や駐車場の配置イメージ及び事業地となる範囲の概要を現地にて説明し、確認いただいたところであります。その際に、マンション管理会社担当者から、マンション管理の立場から施設の配置計画を数案たたき台として検討してみたいとの申し出がありまして、5月末を目途に町に提案できるよう作業を進めるということで現地の立会いを終えております。

今後でございますけれども、地権者所有地の境界の確定と代替地駐車場の範囲の確定を行うため、作業を進めるとともに、提出される施設の配置計画案の内容を町としても検証いたしまして、案への対応について相手方と協議を進めてまいりたいと考えております。

以上、②都市計画道路の整備促進に関することについての説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑があればお受けいたします。
木澤委員。

木澤委員 ちょっと確認したいんですけども、もともと休止していた工事が5

月には目処がついて7月から再開というふうに報告いただきまして、これ、場所どこでしたっけ。

都市整備課長 工事の場所のご質問でございますけれども、稲葉車瀬区間、ちょうどモデル区間から西側のところで、まだ残っている工事がございます。それと、いわゆる橋の工事でございますけれども、橋の工事の一部構造ができておるんですけども、橋の取り付けと、要は、完成しております工事と、橋の両、左岸、右岸の両側の工事を施工して、岩瀬橋の西側へつないでいくということでございます。

木澤委員 出水期にかかると思うんですけども、そこは別に関係ないところなんですか、工事できるという。

都市整備課長 今、奈良国道事務所のほうで施工計画等立てられておりまして、一応そういった出水期の関係も整理しながら、3月末の供用について工事を実施されているということでございます。

委員長 他にございませんでしょうか。 中川委員。

中川委員 岩瀬橋西詰から三室の交差点にかけての、交渉に向けての調査中というような説明がありましたが、その中で協力するという人についての優先順位みたいなものあるのかな。逆に言うたら、あれだけの数のあるところで、どういうふうに交渉に入っていくのか教えていただきたいです。

都市整備課長 岩瀬橋西詰から三室交差点までの交渉の優先順位ということで、どのように入っていくのかというようなご質問なんですけれども、一応、奈良国道とも調整をさせていただいておるんですけども、昨年の11月から各地権者、事業地の範囲に入る地権者の方を回らせていただいておりますけれども、その中で高齢化をされている方とか、あるいは建物が古くなっており事業を早く進めてほしいというようなご要望も

ございまして、その辺につきましては、そういったご要望にもお応えいただきながら、その辺の優先順位を奈良国道とも調整しながら進めていきたいというふうには考えているところでございます。

中川委員 特に事情があつて協力をさせていただきたいと、早く交渉についてほしいというご要望があれば、それに乗っていただけるということで、認識しておいていいのかな。

都市整備課長 それぞれの地権者におきましては、当然いろんなご事情があつてですね、早期に対応していただきたいというようなこともあろうかと思いません。そういったところにつきましては、予算的にそういった方をすべてできるかどうかは、今年度対応できるかというところもございませけれども、その辺につきましてはやっぱり、先ほど申しあげましたように、奈良国道と調整してそういった優先的に早くやってほしいという方がおられるというところの辺のところにつきまして、調整をさせていただきたいというふうに考えております。

中川委員 国の直轄事業ですけど、住民の方が早く進めていただきたいという要望を出していただくというか、話してもらうのは、もう都市整備課へ来てもらったらいいいのかな。

都市整備課長 今の要望を出してもらったところなんですけども、当然我々も前回、回っている中で聞いておる話もございませし、当然そういったところで、今後こっちのほうへ、計画的に進めていくという奈良国道のほうも方針を立てられてますんで、そういったところについては、もし早急にというお話があればですね、我々が聞いて、奈良国道との調整の中で、どう対応できるかというところは検討をしてみたいと考えております。

委員長 他にございませんでしょうか。

(な し)

委員長 本件については、一定の審査を行ったということで終わっておきます。
次に、③ J R 法隆寺駅周辺整備事業に関することについて、理事者の報告を求めます。 井上都市整備課長。

都市整備
課長 それでは、③ J R 法隆寺駅周辺整備事業に関することについて報告させていただきます。駅北口の南北の町道 3 1 2 号線、5 号線と呼んでおりますけども、その整備の関係でございますが、以前より路線東側に残っております 1 件につきまして、課題となっております隣接地との敷地整理の進捗についての状況把握のため、この 4 月 1 1 日に地権者を訪問いたしまして、状況を確認したところでございます。一定の話合いがまとまっているということを確認いたしております。今後の見通しということに対しまして、地権者からは、6 月末を期限として隣接地の建築物を除却されるということになっているとのことであり、建築物が除却されたあと、敷地の境界も互いに確認できた時点において、駅前の道路整備についても交渉を進めていただけるとの意向を確認いたしましたところでございます。

以上、③ J R 法隆寺駅周辺整備事業に関することについての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑等あればお受けをいたします。
木澤委員。

木澤委員 そのように東側の歩道整備についても、話が進んできているということですが、今年度予算化されてませんけど、西側のほうの整備については、今後、計画的にはどんな形で思っているんですか。

都市整備 今、委員おっしゃっていただいておりますこの路線については、西側のほ

課長

うも整備するということところで計画を立てておるところでございますけれども、以前にまず東側の地権者の方とお話をさせていただいて、まず東側の整備をしていきたいということを考えておるところで、西側の地権者の方皆さんにお集まりいただいておりますね、我々のほうからもそういう提案をさせていただき、また地権者の方からも先そっこのほう進めたらどうかという話もありまして、東側に今集中的に取り組んできておるところでございます、西側の対応につきましては、そういった全体の方に集まっておりますという経緯もございますので、改めてそういった方々にお集まりいただき、工事を進めるについては調整を進めていきたいというふうには考えております。

木澤委員

町として考え方持っておられると、今のお聞きしてもわかりますけど、時々やっぱり西側の地権者の方から、どうなるのっていうのは聞きますんでね、経過報告なりは時々できたらしてあげるようにしてください。

委員長

他にございませんでしょうか。

(な し)

委員長

本件についても、一定の審査を行ったということで終わっておきます。次に、2. 6月定例会提出予定議案について、あらかじめ説明を受けることにいたします。

(1) 平成25年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について、理事者の説明を求めます。 上田下水道課長。

下水道課長

それでは、平成25年度 斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結についてご説明させていただきます。

本議案につきましては、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、予定価格が5,000万円を超えることから工事の請負契約について議会の議決を求めるものでございます。

それでは、資料2をご覧ください。

契約対象となる工事名は、斑鳩町公共下水道事業第11処理分区5工区-1工事でございます。

まず、工事概要を説明させていただきます。資料の裏面をご覧ください。工事場所は、稲葉西1丁目、稲葉西2丁目地内でございます。次に資料の2枚目をご覧ください。施工を予定している路線は、位置図のとおり、竜田川岩瀬橋西詰の既設マンホール、図中黒丸でございますが、最下流といたしまして、町道502号線内を西方向へ延長298.5m、また、町道516号線、紅葉ヶ丘自治会へ入る南北道路へ、南方向へ47.8mの路線でございます。

工事延長といたしまして、総施工延長は346.3m、各スパンを推進工法により管渠の築造を進め、直径400mmから200mmのコンクリート管及び塩化ビニル管で施工を予定いたしております。また、推進機械の発進及び到達の立坑工といたしまして4箇所、薬液注入による地盤改良として補助工5箇所、マンホール施設として人孔工4箇所、舗装復旧等の付帯工1式でございます。

資料1枚目に戻っていただきまして、次に、2. 契約方法につきましては、指名競争入札でございます。入札につきましては、去る5月14日に執行いたしております。

その結果、3. 契約金額、9,786万円でございます。落札率は92.5%、4. 契約の相手方、所在地、奈良県生駒郡斑鳩町稲葉車瀬2丁目6番8号、会社名、株式会社二隆建設、代表者、代表取締役喜多信彦、5. 工期、議会議決後265日間、平成25年6月20日から平成26年3月11日までを予定いたしております。

なお、岩瀬橋付近の工事区間では、都市計画道路いかるがパークウェイの橋梁工事及び取り合い道路の工事と調整を図りながら進めますことから、奈良国道工事事務所とも事前協議を行っており、国道工事の進捗及び学童の通学路の迂回等、調整を図りながら安全に工事を進めてまいりたいと考えております。

現在の都市計画道路いかるがパークウェイの道路計画線形において、

今回築造予定の下水道施設は、道路本線を外した歩道もしくは側道部にマンホールを設置する計画でございます。

以上で、6月議会定例会に議案として提出を予定いたしております平成25年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結についての説明とさせていただきます。以上です。

委員長 説明が終わりましたので、質疑等あればお受けをいたします。

中川委員。

中川委員 今、歩道、側道にマンホールを入れる予定やっという話やっけんけど、パークウェイができたときに、その歩道や側道に入っているマンホールは高さはもういらわんで、そのまま、きっちりレベルで合うということで認識しといたらええのかな。

下水道課長 一部、岩瀬橋付近につきましては、国道の工事と調整いたしますので、現道よりも高くなるということで工事中に調整を図ってまいりたいと考えております。また、それよりも西側につきましては、現道を利用されるので、現道に合わせた形でマンホールを設置いたしますが、今後、国道の工事の具合によりまして、また調整が必要となってくるというようなことは考えているところでございます。

中川委員 この舗装の復旧についてはどうなんやろ、もう全面復旧するのかな、とりあえず。

下水道課長 今回は推進工事でございますので、立杭部については、影響範囲を舗装、本復旧を考えております。

委員長 他にございますか。 小野委員。

小野委員 国道工事が進んできたときにね、マンホールかさ上げするとか、調整

する、その経費はどこから出してくるんですか。

下水道課長 マンホールの調整につきましては、町において施工する、工事の期間内ですので、町において工事を施工する予定でございます。

小野委員 いやいや、ちょうど同じようなときに国道工事が進んできたらいいけどね、まずこの設計に基づいて人孔の高さ決まるとるわね。だけど工事が進んでくる中で、どうしても調整せんなん箇所が出てきたときは、それは、国道のほうで持つのか、やはり町のほうで持つのか。町のほうと
いうか下水のほうで持つということやけどね。その点は、そういうことはもう起きないと思っているのか、どっちなん。

下水道課長 今回の路線におきまして、黒丸の既設の部分につきましては、国道の用地部分に占用申請をいただいて、占用申請の中で条件として現状、管理者が指示を行った場合は、それに伴って調整をしなければならないというような条件がつけられておりますので、その中で高低差、もしくは高さが変わった場合は、占用者である下水道管理者のほうで工事を行うということで考えているところでございます。

委員長 他にございませんでしょうか。 木澤委員。

木澤委員 これ、紅葉ヶ丘の地域のところやと思うんですけど、もともと集中浄化槽ではあって、よそでも集中浄化槽がもともとあったところは、その管そのまま使わせてもらって接続するというような方式でやってきてはりますけど、ここはどういうふうなんですかね。

下水道課長 稲葉西2丁目の面整備につきましては、現在測量設計を実施して検討をいたしているところでございます。その中で既設の管渠につきましても、一定の調査を行っているところでございますが、この管渠につきましては、年数がかなり経っているということと、管理の状況がちょっと、

これから使っていくうえでよくないという判断させていただいておりまして、新設において工事を実施する、現在、計画をいたしておるところでございます。

木澤委員　どこまでどういうふうな管がきているのかちょっとわからないんですけど、直接下水道のことじゃないんですけども、道路の舗装があそこかなりばりばりに割れてきてまして、管の埋め替えをするのに舗装されるということであれば、あわせてそういうところもできたらと、費用のかからないように、一緒にあわせてしていってもらえればと思いましたが、そのこともお願いしておきます。

下水道課長　下水道工事におきましては、開削工事を進めていく予定をいたしておりますので、一部防火水槽のところは推進工事を予定いたしておりますが、ほぼ開削工事を予定いたしておりますので、全面復旧は道路管理者の指示により、全面復旧で進めていきたいと考えているところでございます。

委員長　他にございませんでしょうか。

(な し)

委員長　次に、(2)平成24年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について(公共下水道事業特別会計)について、理事者の説明を求めます。
上田下水道課長。

下水道課長　平成24年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について(公共下水道事業特別会計)のご説明をさせていただきます。

この報告につきましては、3月議会定例会におきまして、繰越明許のお願いをいたしました県の流域下水道整備事業において、流域下水道センター内の設備機器更新工事を平成24年度の補正予算により取り組み

繰越されましたことから、市町村におきましても、その財源となる市町村負担金の繰越をお願いしたもので、その繰越明許費繰越計算書のご報告をさせていただくものでございます。

それでは、お手元資料3をご覧ください。

第2款流域下水道費、第1項流域下水道費、事業名流域下水道整備促進事業 金額113万5千円、翌年度繰越額113万5千円、財源内訳といたしまして、既収入特定財源13万5千円、地方債100万円でございます。

以上、6月議会定例会において、報告を予定しております平成24年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（公共下水道事業特別会計）のご説明とさせていただきます。よろしく、お願い申し上げます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑等あればお受けをいたします。

（ な し ）

委員長

次に、（3）斑鳩町水道事業給水条例の一部を改正する条例について、理事者の説明を求めます。 谷口上下水道部長。

上下水道
部長

それでは、6月議会定例会に上程させていただきまして、議会の議決をお願いいたします予定でございます斑鳩町水道事業給水条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明を申し上げます。

この案件につきましては、奈良県営水道の給水料金の減額改定に伴いまして、県営水道料金が平成25年4月から値下げされたことによりまして、その値下げ分を使用者の皆様に還元するために、平成25年10月分の水道料金からすべての口径を対象に使用料金を1m³当たり一律10円値下げとなる改定を行うものでございます。

恐れ入ります、お手元資料の4をご覧くださいませでしょうか。

現行料金と改定料金（案）の対照表でございます。それぞれの口径におけます基本料金はそのままで、各口径におきまして13mm及び20

mmで1～8立方メートルが現行115円を105円に、9～30m³が現行180円を170円に、31～50m³が現行245円を235円に、そして51m³以上が330円を320円に、以下25mm以降それぞれの範囲におきまして、すべて1m³当たり10円引き下げる案でございます。お示しの数値はすべて税抜きになっております。

次のページをお願いいたします。水需要実績及び計画表でございます。上段の表は改定を見込んだ表でございます。また、下段は現行料金で算定した表でございます。

各表には、年間給水量、県水年間受水量、年間有収水量、県水単価、当期純利益、内部留保資金及び口径20mmにおけます20m³使用時の月当たりの水道料金を参考にお示しさせていただいております。

まず、上段の表、改定料金におけます平成25年度以降の推計をご覧くださいませうでしょうか。

平成25年度におきましては、年間給水量を309万4,737m³、県水年間受水量を204万m³、年間有収水量を294万m³、県水単価は130円、当期純利益を1,371万7千円、内部留保資金を2億6,840万6千円を見込んでおります。

また、参考といたしまして口径20mmで20m³を使用いたしたした場合、税込みで3,916円となりますことをお示しさせていただいております。

また、下段の表、現行料金では、当期純利益といたしまして2,700万9千円、内部留保資金といたしまして2億8,169万8千円を見込んでおり、口径20mmで20m³を使用した場合、税込みで4,126円となりますことをお示しさせていただいております。

なお、改定料金と現行料金とを比較いたしますと、当期純利益並びに内部留保資金それぞれ約1,330万円減になると考えております。

また、口径20mmで月当たり20m³ご利用いただきますと月当たり税込みで210円減となるものでございます。

平成26年度以降、それぞれの項目におきまして、減少していく傾向と予測しており、平成32年度におきましては、年間給水量を294万

7, 368 m³、県水年間受水量を197万m³、年間有収水量を280万m³、県水単価は130円、当期純利益を147万8千円、内部留保資金を3億1,572万6千円見込んでおります。

また、下段の表、現行料金では、当期純利益といたしまして2,732万2千円、内部留保資金といたしまして4億8,622万円となり、改定料金と現行料金とを比較いたしますと、当期純利益で約2,584万円減、内部留保資金で約1億7,050万円減になると見込んでおります。

なお、この表の数値につきましてもすべて税抜きでございます。

お示しさせていただいておりますとおり、年々、給水量が減少していく予測をしております、同様に純利益におきましても減少してまいる予測をしております。

一方、内部留保資金につきましては、平成27年度以降は、大規模な施設の改修もほぼ一段落し、安定していこうと予測をいたしております。

なお、今後の予定でございますが、6月議会に上程させていただきまして、議決をいただきましたら、10月検針から施行を考慮しており、施行まで間、住民に周知を図るとともに料金システムの改良も並行して進めてまいりたいと考えております。

以上、6月議会定例会に上程し、議会の議決をお願いする予定であります、斑鳩町水道事業給水条例の一部を改正する条例について、水道料金の改定のご説明とさせていただきます。

今後におきましても、引き続き経費の抑制やコストの縮減など効率的な業務執行に努め、水道事業の健全な経営を確保し、この新料金体系を維持してまいりたいと考えておりますので、よろしくごお願い申し上げます。以上です。

委員長

説明が終わりましたので、質疑等あればお受けをいたします。

中川委員。

中川委員 だいたい一般家庭で20mmが一番多いのかなと思うんですけど、平均の家庭で1か月あたりどれぐらいの値下げになるのやろ。

上下水道 だいたい、現家庭では22m³が、平成24年度決算の数値としてあげられておりますけども、その分で換算しますと、だいたい立米あたり10円の値下げと、単純に従量計算になりますので、それに比例した金額の値下げになるとご理解いただきたいと思います。

だいたい、200円、例としてあげさせていただいております20m³ご利用いただきますと、税抜きで200円、そして22m³、平均になりますと、その10円で220円という形で下がってます。

(「これ、年間。」と呼ぶ者あり)

上下水道 月当たりでございます。月当たり平均の単価でご説明をさせていただいております。

委員長 他にございませんでしょうか。

(な し)

委員長 以上、6月定例会の提出予定議案については、あらかじめ説明を受けたということで終わります。

次に、3. 各課報告事項についてを議題といたします。

(1) 平成24年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について(一般会計)について、理事者の報告を求めます。 藤川都市建設部長。

都市建設 それでは、(1) 平成24年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告につきまして、一般会計についてご報告をさせていただきます。

平成25年3月議会におきまして、繰越明許費の議決をいただきました歳出予算のうち、平成24年度内で執行できなかった経費につきまし

て、平成25年度に繰り越しをさせていただきましたことから、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして、その報告を行うものでございます。

それでは、お手元の資料5をご覧くださいと思います。

この資料は、一般会計全般の繰越内容を記載しておりますので、そのうち、都市建設部が所管いたします事項につきまして、報告をさせていただきます。

はじめに、第5款農林水産業費、第1項農業費で、事業名震災対策農業水利施設整備事業では、192万円の繰り越しをさせていただいております。財源の内訳は、すべて国県支出金となっております。

内容につきましては、国の第1号補正予算を活用いたしまして、町内のため池の耐震性に関して緊急一斉点検を実施することで、3月議会におきまして新たに増額補正をさせていただいたものでございまして、今年度において執行することとして繰り越しをさせていただいております。

次に、第6款商工費、第1項商工費で、事業名観光会館耐震診断事業では、200万円の繰り越しをさせていただいております。財源は、国県支出金で16万円、一般財源で184万円となっております。

この事業は国の第1号補正予算を活用いたしまして、社会資本整備総合交付金事業で観光会館の耐震診断を実施するものでございまして、3月議会において新たに増額補正をさせていただき、今年度において執行することとして繰り越しをさせていただいたものでございます。

次に、第7款土木費でございます。第2項道路橋りょう費で、道路環境整備事業では、1,280万円の繰越をさせていただいております。財源は国県支出金で704万円、一般財源で576万円となっております。

内容といたしましては、国の第1号補正予算を活用いたしまして、社会資本整備総合交付金で道路維持のための道路路面性状調査、道路防災点検といたしまして道路構造物の点検、さらに舗装の補修を実施するものでありまして、3月議会において増額補正をお願いいたしまして、今年度において執行することとして繰り越しをさせていただいたものでございます。

また、道路新設改良事業では、3,790万円の繰り越しをさせていただいております。財源は、国県支出金で708万円、地方債で2,740万円、一般財源で342万円となっています。

内容といたしましては、12月議会におきまして増額補正をさせていただき、繰越明許費のお願いをしておりました、最終処分場前の町道157号線道路改良事業および、3月議会におきまして増額補正をお願いしておりました、社会資本整備総合交付金事業で法隆寺周辺地区都市再生整備計画事業として国道25号旧フレンドリー前交差点から西へ伸びます町道215号線の歩道設置事業と、また、中宮寺交差点におけます町道204号線ポケットパーク整備事業につきまして、今年度に繰越して執行させていただくものでございます。なお、最終処分場の町道157号線改良工事につきましては、先週の5月17日に完了しているところでございます。

次に、第7款土木費のうち、第4項都市計画費、事業名JR法隆寺駅周辺整備事業でございます。941万4千円の繰り越しをさせていただいております。財源の内訳は、国県支出金で517万7千円、地方債で290万円、一般財源で133万7千円でございます。内容といたしましては、法隆寺駅北口5号線、町道312号線の用地取得につきまして、今年度に繰り越して執行することとさせていただいたものでございます。

以上、6月定例会において報告の予定をさせていただいております、平成24年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（一般会計）についての説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申しあげます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑等があればお受けをいたします。

(な し)

委員長

次に、(2)平成24年度斑鳩町継続費繰越計算書の報告について（一般会計）について、理事者の報告を求めます。藤川都市建設部長。

都市建設
部長

それでは、（２）平成２４年度斑鳩町継続費繰越計算書の報告について（一般会計）について説明をさせていただきます。

お手元の資料６をご覧いただきたいと思います。

このうち、都市建設部が所管いたしますものについて説明をさせていただきます。継続費の平成２４年度にかかる歳出予算の経費の金額のうち、逡次繰越をいたしました金額につきまして、地方自治法施行令第１４５条第１項の規定に基づきまして議会に報告をさせていただくものでございます。

第７款土木費、第２項道路橋りょう費、事業名道路新設改良事業（町道４３７号線（大和川堤防線））でございます。

平成２４年度から２か年の継続事業として取り組んでまいっております本事業は、地元や関係機関との調整に時間を要したことから、工事に係る予算の内、１，８６０万円を２５年度に逡次繰越をさせていただくものであります。

財源としては、繰越金といたしまして一般財源で１９０万円、地方債で１，６７０万円となっています。

以上で、６月議会定例会におきまして、報告をさせていただく予定をしております、平成２５年度斑鳩町継続費繰越計算書の報告について（一般会計）についての説明とさせていただきます。

よろしく願い申しあげます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑等があればお受けをいたします。

小野委員。

小野委員

ここで質問するのどうかなと思うねんけど、町道４３７号線でＪＲの踏切あんねん。以前、町長ともここでいろいろ話したけど、それ以後何か動きっていうのか、話は持って入っているのかどうか。あの時の町長の答弁では、もうまったくだめやねんというような、そんな認識でものを言っておられたように私は思うんですがね。それではやっぱり、行政

をやっている中で、話を持って入るということは必要じゃないのかなど、私は思っているんです。それらについては、JRとあのままでいいとは誰も思っていない。思っているのはJRだけかもわからんけども、JRもやはり踏切事故がああいう状態やったら起きやすいんでね。ある人は、ある議員は、あのほうが事故起こらへんからJRはそれでええんやと、ばかげたようなものを後で私に言っている議員もおったんやけどね。やはり、あそこを広げるということはぜひとも必要だと思います。何か交渉しておられるんですかね。副町長どうなんですかね。

委員長 池田副町長。

副町長 前、ご質問いただいた以降、JRと直接、これに関して交渉はございません。といいますのは、この前町長も答弁させていただいております。以前あの拡幅について話をした経緯もございます。以前の経緯もございます。そうした中で、今現在拡幅、こっちの堤防の拡幅を進めていっておりますけども、今現在ではまだこっち、行き詰まり、新御幸橋のどこ、御幸橋のどこまだ拡幅になってませんので、そこから向こうの目安の堤防沿いになってませんので、やはりそれと並行していくべきかなどは考えております。必要なのは、やっぱり町長も必要やと考えておられるんです。考えておられるから、以前にも要望されたと思うんです。その時にやっぱりJRの言い分は、やはり相当強行に来られておりますので、これはもう斑鳩町だけでなく、よその町村でもあります。ただ、あれが全線拡幅になったときには、やはり質問者が言うとおられるように、相当な車の交通量になってこようかと思っておりますんで、やはりその時期がきたらJRのほうに今の状況と考え方、変わっているか変わっていないか、JRの考え方としては変わっているか、変わっていないか、その意向調査にはやはり行くべきだと考えております。

小野委員 副町長ね、新御幸橋いうんですかね、そこまで大和高田線に接続なった時点で、437号線、これから目安地区に入っていったら、ちょっと

やっぱりだんだんだんだん拡幅はしにくくなってくる。神社もあることやしね。だから、それらをもう先にせないかんからというのと、それから供用開始しているんですよ、それまでに、今の目安の、今できあがっているところまではね。だからね、その中で、まあ言ったら私の血管と一緒にや、狭窄しているところがあるんですよ。もともとはそんでよかったけどね。道路としての機能ではやはり狭くなっている。しかも一番危険なところなんです。そんなんね、なんでJRがどういう強硬な話をしとるか、そういうのではなくてね。あの時も私はだいぶ言いましたよ、きついことも言うたけど、JRに何を遠慮してるんやということですね。皆のためですやんか。道を広げる、437号線を、今までのような狭いところやったら事故が起こりやすいから、広げて、皆さんに協力してもらって広げて、金もかけてやってると。その中でまだ危険なところが、積み残しになっとるんですよ。それを交渉をそれでストップしているということは、もうJRとしてはもうええねんということを思とる。だから並行して話をしとかなあかんということやからね。そんな考え方でやってもうて、なんやつらいところはもうほっとくねんというようなんではね、事業をやっていくという、もともとの住民ために道路を広げていくというような、そういう考え方が私は乏しいと思います。今日は町長いてないから、そんなえろう揉めることもないやろうけどね。そやから、やっぱりちょっと今437号線のこれでってなってきたから、ふっと思出したんでね。やっぱり継続して話はしておくべきやと思います。何事でもそうやと思いますよ。やっぱり途中で中断してあったら、もう相手方もそれでいいのかなと。だから前にどんな話をされたんか知らんけどね、JRとしての言い分がもう通ったるねん、なにもする必要ないんやと、向こうから言うてきませんよ。だからこっちからはしつこく言うていかないかんと思います。そのことだけは言うておきます。結構です。

委員長

他にないでしょうか。

(な し)

委員長 次に、（３）平成２４年度斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、理事者の報告を求めます。 谷口上下水道部長。

上下水道 それでは、６月議会定例会に上程し、議会の議決をお願いする予定であります、平成２４年度斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてのご説明をさせていただきます。

この件につきましては、平成２３年５月に交付されました、地域の自主性及び自立性を高める改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第一次一括法）によりまして、地方公営企業法の一部改正により、法定積立金（減債積立金、利益積立金）の積み立ての義務が廃止されまして、条例の定めるところにより、または議会の議決を経て利益及び資本剰余金を処分できることとすること、そして経営判断により資本金の額を減少させることができることとするなど、事業体の裁量に委ねられたもので、それによりまして、柔軟な発想に基づき経営の自由度を高めるなどの観点から将来におよんで適切な経営を進めてまいりるためにも、昨年度より、議会の議決をお願いし、進めさせていただいているものでございます。

それでは、平成２４年度斑鳩町水道事業剰余金処分計算書（案）に沿いましてご説明をさせていただきます。

お手元資料の７をお願いいたします。当年度末、未処分利益剰余金５、１７５万７、８４８円のうち減債積立金として３００万円、利益積立金として３００万円、建設改良積立金として３、０００万円の合計３、６００万円を積み立て、残余１、５７５万７、８４８円を繰り越す案につきまして議会の議決をお願いするものでございます。

以上が、６月議会定例会に上程し、議会の議決をお願いする予定でございます、平成２４年度斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてのご説明とさせていただきます。

よろしくお願ひ申しあげます。以上です。

委員長

報告が終わりましたので、質疑等があればお受けいたします。

(な し)

委員長

ないようですので、次に、(4)一般国道25号斑鳩町歩道設置事業について、理事者の説明を求めます。井上都市整備課長。

都市整備
課長

それでは、(4)一般国道25号斑鳩町歩道設置事業に関することについて説明をさせていただきます。

まず、龍田地区の龍田大橋前後の歩道設置事業につきましては、奈良国道事務所において継続的に用地交渉が進められており、ご理解をいただきましたところから契約を締結をさせていただき、順調に用地取得が進捗しております。これまで、土地所有者12件と借地権者8件との契約を締結いただいたところであります。現在までに支障となる物件の取壊し等の状況についてでございますけれども、建物の取り壊しが8件、工作物等の撤去が6件ということで完了いたしております。

また、5月7日から通学路となっております龍田大橋東詰において、連続して用地の協力をいただきました約70mの区間のところにつきまして、歩行者等が安全に通行いただけるように、暫定的ではありますが歩道整備工事が実施されてきておりまして、現在、仮舗装も終わっており、近々、ご利用いただける見込みとなっております。

次に、法隆寺地区の町営法隆寺観光自動車駐車場から法隆寺東交差点までの間の歩道設置につきましては、国道北側で事業協力に難色を示されている方が1件ございますが、奈良国道事務所におきましては、このような状況の中ではありますが、用地取得に向けた測量調査の実施可能などところについて調査を進める準備が行われているところでございます。

次に、平成25年度の当初予算の関係についてでございますが、龍田地区におきましては、1億9,200万円ということで、この中味といたしましては用地補償費、工事費でございます。法隆寺地区におきまして

は7, 500万円これは用地補償費、測量調査費、工事費の予算が確保されております。

以上簡単ではございますが、一般国道25号斑鳩町歩道設置事業関係についての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑等あればお受けをいたします。
中川委員。

中川委員 今、課長説明していただいた、法隆寺地域の方々にスケジュール表を渡してもうたと思いますねんやんか、それ課長、今お持ちですか。

都市整備課長 今、ちょっと手元に持っておりません。

中川委員 かなり、去年に見せていただいた中でもね、かなりずれ込んでると思うんですよ。今の25年のこの5月時点でね、本当でいえば、スケジュールどおりいけば、どの辺なってるんかなと、どんだけずれてんのかなということ、今、課長にも認識してほしかったために、今あるかなということをお聞きしたんですが、なるべく協力をすると言うてるところについては、先ほど説明にもあったように、用地買収に向けて調整していただいているということなんで、その点、国のほうにも、早く進めていただけるように、町のほうからもちょっと要望していただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

委員長 他にございませんでしょうか。

(な し)

委員長 次に、(5)「ソーラーシステム等の設置に関する基準」について、理事者の報告を求めます。 井上都市整備課長。

都市整備
課長

それでは、各課報告事項（５）のソーラーシステム等の設置に関する基準につきまして、ご説明させていただきます。

資料番号８のソーラーシステム等の設置に関する基準についてという標題の資料をご覧くださいませでしょうか。

本基準は、本年４月１日から施行いたしております斑鳩町風致地区条例に基づく許可の審査指針の中で、ソーラーシステム等の設置に対する許可の審査基準といたしまして定めたものでございます。

これまで、奈良県が許可を行っていた際のソーラーシステム等の設置に関する許可基準につきましては、法隆寺及び法隆寺周辺地域、主に古都保存法に基づく歴史的風土保存特別保存地区や歴史的風土保存区域に合わせて指定されている区域となっておりますが、こうした地域については、日本瓦葺きで整えられた屋根並みの保全を図っていくため、平面的で光沢のあるソーラーパネルの表面と、波形の形状が特徴的な日本瓦との調和を図ることが難しいという観点から、ソーラーシステムの設置は認められておりませんでした。

こうした中でありましたが、一昨年の東日本大震災の発生以降、太陽光発電など自然再生エネルギーに対する関心の高まりや、近年、メーカー側におきましても、薄型で、色彩や形態につきましても、景観に配慮したソーラーパネルの開発が進められているといった状況等もございまして、かねてから奈良県及び風致地区を有する県内の各市町村から構成する連絡会議などを通じて議論を重ねるとともに、斑鳩町景観審議会においても審議をいただき、本町における新たな基準として定めたものでございます。

それでは、基準の概要についてであります。資料の表紙を１枚めくっていただきたいと思います。

本基準は、従来どおり設置できない区域、従来、設置できなかったが、新たな設置基準を付加したうえで設置を可能とする区域、従来の設置基準により設置が可能な区域の３つの区域に区分する形で定めたものでございます。

それぞれの区域につきましては、審査指針におきまして、地域の特性

に応じて、風致地区を7つのゾーン区分に即して定めております。

各ゾーンの区域につきましては、本資料の最後のページになりますけれども、A3の地図の資料を添付させていただいておりますので、ご覧をいただきたいというふうに思います。

まず、この図に示されておりますゾーン1の区域におきましては、従来どおり、ソーラーシステム等の設置を認めないことといたしております。

ゾーン1の区域につきましては、ゾーン指定図のオレンジ色で着色した区域となりますが、第1種風致地区及び歴史的風土特別保存地区に指定されております法隆寺の境内地及び法隆寺の裏山の区域となります。

次に、第2の基準となりますが、ゾーン区分ごとの建築物等の形態及び意匠に関する基準に基づき、原則、屋根材を日本瓦に限定しておりますゾーン2、ゾーン3、ゾーン5及びゾーン6の区域につきましては、ソーラーシステムの表面積が大きい物が設置された場合、屋根面が完全に隠れてしまいますが、表面積が小さい物であれば、その影響は限定的であるという考え方にに基づき、基準を定めさせていただきました。

具体的な基準につきましては、(1)から(5)にございますように色彩、設置場所、設置方法という従来から設けておりました設置基準に、新たに設置面積、設置容量に関する基準を加え、これらの合計5項目の基準をすべて満たしたものにつきましては、設置を認めることといたしております。

なお、(2)の設置容量に関しましては、太陽電池容量の合計が5.5kw以下であることという基準につきましては、1世帯当たりの平均年間総消費電力量に基づき、5.5kwのシステムの設置をすれば、その家庭の電力をこのシステムでまかなえるという指標により、基準を定めております。

恐れ入ります。次の、裏側の2ページ目となりますが、ゾーン4及びゾーン7の区域内につきましては、カラーベストなど屋根材の使用も認められております区域となりまして、先ほどご説明させていただきました5項目のうち、色彩と設置方法、この2項目の基準を満たした物につ

いて、設置を認めることといたしております。

以上、各課報告事項の5番の、ソーラーシステム等の設置に関する基準につきましてのご説明とさせていただきますので、よろしくお願いを申しあげます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑等あればお受けをいたします。
中川委員。

中川委員 このゾーン1では、ソーラーシステムを設置することはできないということなんですが、今の現時点で設置されているおうちはないということでもいいんですか。

都市整備課長 ゾーン1につきましては、法隆寺の境内地がほとんどということでございます。裏山とかもあります、そこについては設置をされておられないと。

委員長 他にございませんでしょうか。 木澤委員。

木澤委員 これまで風致地区内で設置できなかった部分を、権限移譲に伴って町民さんの声に応じてこういうふう基準を設置して、付けれるというふう基準を設けていただいたことについては、評価をさせていただきたいと思います。これ、周知について、補助金の制度なんかはすでに広報で周知していただいていると思いますけども、新たにこのエリアがこうなっていますよとか、この辺の周知についてはどう考えておられますでしょうか。

都市整備課長 ソーラーシステムの基準についての周知ということだと思いますけども、基準につきましては、現在、町のホームページに掲載をさせていただいております。また、町のソーラーシステムの補助制度がありますので、その補助制度に関するチラシを今後各戸配布をされるという予定に

なっております、その中で風致地区内のそういった許可の手続きに関する記事を掲載することにより、更なる周知をはかってまいりたいというふうに考えております。

木澤委員 各戸配布していただけるということですので、より多くの住民の皆さんに補助制度ですね、利用していただけるようお願いしたいのと、基準はこういうふうに作っていただきましたけども、実際に設置していくにあたって、いろんな声があがってくると思いますんで、必要に応じて、対応していける点についてはですね、対応をはかっていくべきかなというふうに思いますんで、だからこの設置した基準が今後適用するにあたって妥当なものかどうかという点も、住民の皆さんの声を聞きながら検討していただきたいというふうに思いますんで、お願いしておきます。

委員長 他にございませんでしょうか。

(な し)

委員長 ないようですので、他に、理事者のほうから何か報告をしておくことはありませんでしょうか。 川端建設課長

建設課長 それでは、一点、建設課のほうからご報告を申しあげます。

斑鳩町龍田西2丁目 チサンマンションⅡ番館前の町道548号線で、小学6年生の児童の方がけがをされたことについて、ご報告申しあげます。

4月27日午後4時頃、当該マンション前の水路にかかっているグレーチング蓋とコンクリート蓋の隙間に、サンダルつま先が入り転倒して、足をけがをしたという事故でありました。けがをされた方は小学6年生の女子児童でございました。現在治療をされているところであります。

このけがをされた事案につきましては、現在、全国町村会総合賠償保

険事故報告をしております。けがをされた保護者との協議につきましては、顧問弁護士及び保険会社と協議しながら調整しているところでございます。

なお、損害賠償等が決定になりましたら、地方自治法180条第1項の規定により専決処分をさせていただきたいと考えております。以上です。

委員長 ただいま報告を受けました件につきまして、何かあればお受けいたします。 中川委員。

中川委員 グレーチングとコンクリート蓋の間に、水が流れ込むように切り込んでいる穴っていうのかな、そこへサンダル引っ掛けて転倒されてけがしたということなんやけど。それってほんならずとそういう可能性残りますやんか、どんな道路でも。そんなところはどないか改良していくの、もうそのままやっぱりけがされたらずっと補償していくの。

建設課長 今回、子どもさんが、要はグレーチング蓋とコンクリートの隙間、ある程度遊びっていうのは作っておりますけど、ちょっと幅が広まっているという状況でした。それでもその幅がそんなに大きくないという状況でしたが、今後交渉の中で、それが論点になっていくと思います。また今後、顧問弁護士と相談いたしまして、補償についての考え方を整理していくという形になると思います。

中川委員 ちょっと状況、私、勘違いしてるねんけど、ほんならコンクリート蓋とグレーチングの間がちょっとすいてたと。そこは、グレーチングをそのセンチで切ってそこへはめるということできるのと違うかな。

建設課長 その事故現場、事故というかそういうけがされた場所については、現在調整をして、幅を戻していく形で今しているところですなねんけど、あまり幅がそんなにわあっと目に見えているような状態ではなかったんで、パトロールで見つからなかったと思いますねんけど、今後こういうこと

が起きますんで、パトロールの方法等も検討、場所等も調べて、今後
どういうふうに整理するか考えていきたいと思います。

委員長 小野委員。

小野委員 もうちょっと状況わからないので、あれやねんけど。それはその子ども
らが遊んでてなのか、通学とかでその道を通ってたとか、そういう状況
もちょっと教えてほしいねんけどね。まあね、コンクリートがやせたり、
グレーチングがやせたりすることないやろうし、施工時できちっと
詰めるものやと思うけどね。それらについては施工時でグレーチングの
ところはやっぱりコンクリのところときちっと詰まってて当たり前の話
やけど、なぜそんだけの隙間があくのか。それはまあ老朽化してって
いうように、あいてくるというのは考えられないと思う。課長は、前も
ってパトロールでも見つからなかったとか。そんなん見つけるはずない。
そんなところはね、見つからないんですよ。だから施工時にそんなん
すいている可能性、動いて、あるのか、そこらはどない考えてはるのかな。
場所というのか。

建設課長 この場所は、チサンマンションが建築した時の施工で、かなり時間が
経ちますねんけど、引き渡し受けた時の状況と、今はちょっと変わった
というのは、その施工どこまで施工できていたかというのは、ちょっと
確認できませんねんけども、今回行った時には3 c mから4 c mすいて
いたという状況でございます。

小野委員 それなんですよね。町が移管を受けた段階では、そういうことも細か
くチェックせないかん。だから、もう1つ最初に質問させてもらったよ
うに、その小学6年の子が、普通に歩いていたらつまづかないんじゃない
かな。私は、遊んでてふざけたんかなということも気になっているん
やけども、それらははっきりとしていくんやろうと思うけどね。今ちょ
っとこっちの方から3 c mぐらいどうのこうのとか言っているけども、

そんなところはたくさんあると思うんですよ、段差できたのはね。やはりグレーチングそのものより、結局側溝が下がっていったりする可能性があるからね。がたを踏むという言葉、適当やないのかな、がたを踏むっていったらだいたいわかるんやけどね。そういうところは、やはり補修していかなきゃあないのかなと。結局チサンマンションから移管を受けた段階で、町道管理、管理者責任いうのを問われているわけやし、受けた段階では完全なものを受けたものにしていかなければいけないし、受けたからにはそういう事故が起こらないように、しっかりと見回りをしなければいけないんやと思うけどね。それでそのあとの補修をどうするかということもなってくるし、そういうところどのように対処したらいいのか、そういうことも考えておられるのかなと思うねんけど、その点はどうなんですかね。弁護士との調停ですか、今、調停をしようとしているんですかね、その補償についての話し合いっていいのか、弁護士を入れての話し合いをしておられるのかなと思うけど。その後どうするんかということもやっぱり大事なことでと思いますんで、しっかり考えていってもらいたいねんけど、その現場の状況とか、それらもちろん掴んでおられると思うんですよ。その後、どうして再発を防止するんか、それもやはりこの委員会でも出してもらいたいなど、そのように思うんやけど。それらについては今のところ何もやってないということですか。

委員長 藤川都市建設部長。

都市建設部長 ただいまご指摘いただいておりますように、3cm、4cmの隙間であたりってというのはですね、この町内にも古い構造物もたくさんございますので、100%それをなくすということは現実的ではないかと思えます。今回もこの事故につきましては、小学6年生の女児ということで、なかなか大人でございませんで、ちょっとそういった注意とかですね、先ほど質問者ご指摘のようにですね、遊んでいる中とか等であれば、なかなか注意もできなかつた部分もあるかもわかりません。そういった部分につきましては、これから示談交渉の中でですね、確認をしな

がらやっていきたいと思いますが、先ほど来ご指摘いただいておりますような小さな隙間につきましては、冒頭申しあげましたように、100%対処するというのはなかなか難しいところでございますが、今後、道路パトロール等点検につきましてもですね、そういったところをできるだけ注意深く点検をして回っていくということで、若干これまでよりも、時間をかけながらでもですね、注意しながら点検をし、そういった部分が見つかりましたら、できるだけ早急に対処をしていくという対策をとっていきたいと考えております。

委員長 他にございませんでしょうか。

(な し)

委員長 以上、各課報告事項について終わります。

続いて、4. その他について、各委員より質疑、ご意見等があればお受けをいたします。ございませんか。 小野委員。

小野委員 以前の、前回の3月14日ですかね、私が住まいしている自治会の中での、大阪ガスが今、管を入れているんですが、その舗装復旧について、業者が決まればということで、現場もうほとんど終わっているんじゃないかなと思ってはるんですがね、大阪ガスの舗装業者が決まって、今の状況、どういうことで話をされて、どういう復旧工事をしようとされているのか、その進捗状況を教えてもらいたいんですけどね。もうぱあっと工事かかられて、すっと逃げて帰られたら、私らは指をくわえて見ておるだけなんですけど、どのように話をしておられるのか、ちょっと教えてもらいたいなと思います。

委員長 川端建設課長。

建設課長 ガス工事後の舗装復旧でありますねんけど、大阪ガスとの協議は一応

しておりますが、この業者につきましては、工事は7月、8月にかけて最終行うという予定と聞いております。業者については、詳細まだ報告もらっておりませんので、まだ具体的な協議は進めておりませんが、その復旧につきましては、元どおりといたらおかしいんですけど、そういう全面復旧の形で進めていきたいというふうに聞いております。大阪ガスとは事前に連絡等はおっておりますねんけど、舗装に関しては、業者との打ち合わせは、まだ具体的には行っておりません。

小野委員　大阪ガスが施工しているんですね、施主ですねん。町道を占用して今工事をやっとする。その舗装業者が決まらないからと、この前も答弁あつてんけどね、別に施工業者と話をするんじゃないんです。その舗装の施工業者は大阪ガスから発注受けてやる業者ですから。だから大阪ガスとどこまでのことで書類的にもどれぐらいのこと。私が一番心配しているのは、街区基準点とか、それらは今後もやっぱり必要やからね。法的にちゅうか制度的に、補助点、それは別にいいんだという考え方はやはり改めていかなあかんやろうと。当然それは残していこうということは、前々からこの委員会でも言ってるし、一般質問でも言ってるからね、できるだけ残そうと、舗装なんかでもね。そうすることが、やはり補助点であってもあれは財産ですよ、1つのね。だから今後そこらを測量するときには費用もかかってくるから、それは簡単に飛ばさんように、飛ばしたらいかんということ、それでそういう答弁ももらってるんです、できるだけ残していくと。だからあえてそういうことを言ってるしね。だからはっきり言って、これは私事っておかしいと思うんですよ。私とこの、3年ほど前かね、きちっと隣接者と立会いの上で打ってある鋸を、完全に飛ばしとるんですよ。復旧する様子も何もないんですよ。私言おうかなと思ってるねんけどもね、ここに前、鋸あつたやろうということかね。そんなん完全に飛ばしてもうて仮舗装してある。だから、大阪ガスがそれらのことについて、町から、復旧するについては、町内にある街区基準点も、そういう補助点も含めて、境界については慎重にやってくれということ、向こうが理解しているかということが不安ですな。

だから、そんな鉋は何か分からんでぼおんと飛ばしてるんやと思うねんけどね。そんなもん大きな鉋打ってあるところ飛ばしてもうて、あと管入れて、それは引き込み管やけどもね、飛ばしてしもて知らん顔してるからね。だからそれらのことを大阪ガスにしっかりと認識させとかなあかんと思うね。どういうあれしてるんかな。どんだけ話してんねん。そういう現地にあるそういう鉋とか、境界について、どんだけの注意を払って施工しているのかというのはものすごく疑問やから、あえてまた言うてるんやけど、どうなんですか。

委員長 川端建設課長。

建設課長 街区基準点、また補助点につきましては、こちらのほうで全部、町が確認し、大阪ガス等に来てもらって、大阪ガスにも確認してもらってます。最終的にはそれは残す形で全部整備するように指示をしておりますし、大阪ガスもそれに向けて調整するという事で確認をもらっております。

小野委員 施工業者の担当の者には、私は直接話ができるような状態なんやけど、あえて言わないからね。大阪ガスにそれ言うてください。民民のそういう境界をとばしたままほったらかしにしてある。だからそういう苦情があるということを、大阪ガスに言うてください。そしてそれはどこや言うたら、私の名前言うてください。向こうの担当の中井か、エンジニアは、すぐ飛んで来よると思うけどね。もう直接中井の担当の者に言うても、大阪ガス自体がどんだけの認識持つとるかは疑問やから、大阪ガスに直接言うてください。そういう地元からの苦情もあるということでね、言うてください。それだけです。

委員長 他にございませんでしょうか。

(な し)

委員長

ないようですので、その他についてはこれをもって終わります。
以上をもちまして、本日の審査案件についてはすべて終了いたしました。
なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

委員長

ありがとうございます。
それでは、閉会にあたり、副町長の挨拶をお受けいたします。
池田副町長。

(副町長挨拶)

委員長

これをもって、建設水道常任委員会を閉会といたします。
大変ご苦労さまでございました。

(午前10時27分 閉会)